

# 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会規程

平成 25 年 7 月 5 日

## (趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（以下「センター規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室（以下「センター等」という。）の業務に係る重要事項に関すること。
- (2) センター等の予算及び決算に関すること。
- (3) センター等の教員等の人事に関すること。
- (4) その他センター等の管理及び運営に関すること。

## (組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 香川大学の教育担当理事
- (2) センター長
- (3) センター教員
- (4) 分室長
- (5) センター業務を所掌する四国地区国立大学の課長（相当職を含む。）以上の事務職員 各 1 人
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、委員長の承諾を得て代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (開催)

第6条 運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援部修学支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第6号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。